

新型コロナウイルス感染症の影響で
収入減少したみなさんへ

12月分～3月分まで「すべて」が対象

建設国保の保険料 減額・減免申請のラストチャンス

市町村国保、他の組合の国保に入っている人（協会けんぽ・後期高齢者医療保険は除く）は、いまずぐ神奈川土建の健康保険に切り替えをおすすめします。最終、最後のご案内。

11月15日までの建設国保加入の新規手続きで、12月1日付加入が間に合えば、来年3月分まで減免・減額の対象になります（15日午前中は支部会館を開けます）。ご検討の方は、今すぐ神奈川土建にお問い合わせください。神奈川土建に入っていないまわりの建設従事者にもご一緒に広めてください。

【保険料の減免の対象となる方】①または②のいずれか

- ①新型コロナウイルス感染症により、組合員が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により組合員の収入減少が見込まれる世帯

【収入減少の具体的な要件と減少率と保険料の減免割合】

今年の事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが前年の収入に比べて30%以上減少する見込みであること。

減少率	減額または免除割合	事業収入等の内訳
5割以上減少	全額免除	事業収入・給与収入・不動産収入 または山林収入のいずれか
4割以上5割未満減少	3/4免除	
3割以上4割未満減少	1/2免除	

【必要書類】

・「国民健康保険料減免申請書」・印鑑

①の場合

（死亡）死亡診断書、傷病手当金申請書など
（重篤）医師の診断書、傷病手当金申請書など

②の場合

- ・2019年の収入総額の確認書類（確定申告書、源泉徴収票など）
- ・2020年の収入減の確認書類（帳簿類、給与明細書、通帳コピーなど）

* 持続化給付金の振込のお知らせハガキがある場合はハガキのコピーのみで可。

持続化給付金の「振込のお知らせ」ハガキ、保険証、みとめ印があれば、確認書類はOK